

第 2 回座間味村議会臨時会

第 5 日 目

1 0 月 2 日

平成30年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月28日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成30年10月2日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成30年10月2日 午後2時31分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	松 田 力		

平成30年第2回座間味村議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

（平成30年10月2日午後1時30分開議）

日 程	議案番号	件 名
追加日程第1		議長の選挙
追加日程第2		副議長の選挙
追加日程第3		議席の指定
追加日程第4		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
追加日程第5		南部広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第6		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
追加日程第7	決 議 第 1 号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議について
追加日程第8		議会広域調査特別委員の選任
追加日程第9	同 意 第 4 号	座間味村監査委員の選任同意について
追加日程第10	同 意 第 5 号	座間味村監査委員の選任同意について
追加日程第11	発 議 第 8 号	座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める意見書
追加日程第12		議員派遣の件について

○ 臨時議長（宮平喜文）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午後1時30分）

追加日程第1．議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は6名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に垣花太郎議員及び中村 勇議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（な し）

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

では、順次呼び上げます。

○ 事務局長（中村 茂）

（点 呼）

（投 票）

（臨時議長は、最後に議長席で行う。）

1番 宮平清志議員、2番 宮平讓治議員、5番 垣花太郎議員、6番 中村秀克議員、7番 中村 勇議員、3番 宮平喜文議員。

○ 臨時議長（宮平喜文）

投票もれは、ありませんか。

（な し）

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

垣花太郎議員及び中村 勇議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

選挙の結果を報告します。

投票総数6票、有効投票6票、無効投票0票。有効投票のうち中村秀克議員5票、宮平喜文議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は、2票です。したがって、中村秀克議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、議長に当選された中村秀克議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求める)

中村秀克議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

(議長当選承諾及び挨拶)

○ 議長 (中村秀克)

皆さん、こんにちは。選挙の結果、議長に、賛成多数ということで私に指名が下りましたので、難題はたくさんあるのですが、引き受けて、この4年間、またしっかり頑張っていきたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○ 臨時議長 (宮平喜文)

議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長 (中村秀克)

再開します。

本日の追加議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

追加日程第2. 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は6名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に垣花太郎議員及び中村 勇議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(な し)

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

では、順次呼び上げます。

○ 事務局長 (中村 茂)

(点 呼)

(投 票)

(議長は、最後に議長席で行う。)

1番 宮平清志議員、2番 宮平讓治議員、3番 宮平喜文議員、5番 垣花太郎議員、7番 中村 勇議員、6番 中村秀克議員。

○ 議長（中村秀克）

投票もれは、ありませんか。

(な し)

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

垣花太郎議員及び中村 勇議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数6票、有効投票6票、無効投票0票。有効投票のうち宮平喜文議員3票、宮平清志議員3票、以上のとおりです。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

この選挙の法定投票数は、2票であり、宮平清志議員と宮平喜文議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

宮平清志議員及び宮平喜文議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するものです。

くじは、くじ棒で行います。

垣花太郎議員及び中村 勇議員、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

宮平清志議員、宮平喜文議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに宮平清志議員、次に宮平喜文議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

番号の若いくじを引いた方が当選人となります。

宮平清志議員からくじを引いてください。

(くじを引く)

宮平喜文議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

くじの結果を報告します。

くじの結果、宮平清志議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、副議長に当選された宮平清志議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求める)

宮平清志議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

(副議長当選承諾及び挨拶)

○ 副議長（宮平清志）

こんにちは。くじ引きでの結果となりましたけれども、この後4年間、議長また村議会のために役職を全うしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

追加日程第3．議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

追加日程第4．南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南部広域市町村圏事務組合議会議員に中村秀克を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した中村秀克を南部広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長である私が南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選しました。

追加日程第5. 南部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南部広域行政組合議会議員に宮平清志議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました宮平清志議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮平清志議員が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

追加日程第6. 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に宮平喜文議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました宮平喜文議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮平喜文議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

追加日程第7. 決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。
本案については、お手元にお配りしました決議書のとおりです。
本案について提案理由を朗読します。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

決議第1号

平成30年9月28日

座間味村議会議長 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平清志
賛成者 座間味村議会
議員 垣花太郎

議会広報調査特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 名 称 | 議会広報調査特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び委員会条例第5条 |
| 3 目 的 | 議会広報の編集及び発行に関する調査 |
| 4 委員の定数 | 2人 |
| 5 調査期限 | 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。 |

（提案理由）

議会広報は議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報調査特別委員会」を設置する。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

追加日程第8. 議会広域調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報調査特別委員の選任については、委員会条例第3条の規定によって、宮平清志議員、垣花太郎議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査特別委員は、宮平清志議員、垣花太郎議員を選任することに決定しました。

追加日程第9. 同意第4号 座間味村監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

こんにちは。きょうは午前中から協議等、お疲れさまでございました。また、議員の皆様方におかれましては、せんだって行われた村議会議員選挙で当選をされましたこと、心よりお祝いを申し上げます。これから行政側と両輪という言葉もございますので、ときにはスクラムを組んで、また、ときには切磋琢磨して、村政発展のために一緒に取り組んで行ければ幸いです。私の任期も2年と8カ月でございますが、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力もあわせてよろしくお願いいたします。

同意第4号

座間味村監査委員の選任同意について

下記の者を座間味村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を

求める。

記

住 所 座間味村字座間味 1 0 5 番地
氏 名 宮 村 英 美
生年月日 昭和 3 2 年 4 月 9 日

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

監査委員の任期が満了となるため、あらたに委員を選出する必要がある。

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで提案者の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

同意第 4 号 座間味村監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第 1 0. 同意第 5 号 座間味村監査委員の選任同意についてを議題とします。

対象議員がいらっしゃいますので、議員は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

（宮平讓治議員 退場）

提案者から提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく申し上げます。

同意第5号

座間味村監査委員の選任同意について

下記の者を座間味村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 座間味村字座間味57番地
氏 名 宮 平 讓 治
生年月日 昭和47年12月15日

平成30年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

監査委員の任期が満了となるため、あらたに委員を選出する必要がある。

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで提案者の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

進行いたします。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

同意第5号 座間味村監査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

（宮平譲治議員 入場）

追加日程第11．発議第8号 座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

地域住民から届いた浄水場建設予定地に関する意見書ですが、意見書の説明に目を通していただければわかると思いますが、浄水場に関する住民説明会がこれまで2回行われましたが、最初に7カ所の建設予定地からスタートし、現在阿真キャンプ場多目的広場が最適であるとの企業局側、村役場の説明理由ではありますが、まだまだ納得のいく十分な説明や議論が不十分だと考えております。新たな座間味浄水場建設に関しては、村民誰一人反対な者はいないと思います。みんな賛成であると思いますが、これから先、我々村民に長く愛される施設を築いていくための議論がまだまだ不十分だと思いますが、企業局、行政側の考え、地域住民がまだまだ納得がいかない部分を、もう一度同じ土俵に上げていただき、座間味村議会側も地域の声に耳を傾け、この意見の賛同をお願いしたいと思っております。というのが説明理由です。以上、議員の皆様、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出者の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対討論の発言を許します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

県企業局のホームページにもあるように、環境問題については既にクリアされているとのことになっていきますので、現状で問題ないと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに反対者の討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成討論の発言を許します。

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

反対意見の中で、環境問題のことに触れておりましたが、この問題は環境問題だけではないと私は思っております。また、我々議会議員の役割、仕事は、時には行政を厳しくチェックし、時には行政に協力することも大事であります。地域住民の声にもしっかりと耳を傾け、行政と住民が納得のいく形を我々議員一人ひとりがどう考えるかだと思っております。この件に関しては、企業局、行政側の考えに、我々議員は納得するだけでなく、地域住民はまだまだ納得のいく答えをもらっていないと私は考えております。行政側の意見だけではなく、住民側の意見にもしっかりと耳を傾けることが我々議員の仕事だと思っておりますので、その間を取り持つのが、我々議員の仕事だと思っております。先ほどの説明の中でも上げましたが、行政側の思いと住民の思いを、もう一度同じ土俵に上げて、しっかりと議論を尽くす場をつくるのが我々議員の仕事だと思っておりますので、この意見書にどうか賛同をお願いしたいと思います。余り言いたくはありませんが、先ほどいろいろ、議長、副議長を決める選挙がありました。議員一人ひとり、もっと自分の意思を持って、自分の意思でしっかりと返事をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

この件に関して、私は常日ごろから言っています。民意を無視してそういう事業を進めてはいけなと。要するに、先ほど提出者の宮平譲治議員からあったように、内容等は彼が言ったようなことで、私としては民意を無視してそういう事業をしてはいけな。そこにはもう少し、先ほど言ったように議論をするべきではないかということで、この件に関して、変更を求める意見書に対して賛成いたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

ただいま本案について、反対者の答弁がありましたので、この採決は起立によって行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

これから発議第8号 座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める意見書について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって、発議第8号 座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める意見書については、否決されました。

平成30年9月28日

座間味村議会議長 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平 讓治
賛成者 座間味村議会
議員 宮平 喜文

座間味島の最重要観光地内に計画されている
浄水場建設予定地の変更を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

座間味島の最重要観光地内に計画されている
浄水場建設予定地の変更を求める意見書

平素は県民の生活向上のためにご尽力いただき、ありがとうございます。水道広域化事業を推進していただき、離島の私達にとって、この上ない感謝と喜びであります。さて、座間味島の浄水場建設に関しましては、平成26年度より調査に着手されたとのことですが、去る平成30年6月18日に初めて住民説明会が開催され、すでに建設場所を阿真キャンプ場に決定していることが告げられました。7カ所の建設候補地の内から、阿真キャンプ場内の多目的広場が最適であるとの説明でありましたが、私達はどうにも納得がいかず、他の適地をお願いするところであります。

その理由として

1. 私達は長年、島の海中環境を利用し守り続けています。阿真地区の河川は、雨水が山脈から沢を伝い、下流域の阿真ビーチに注ぐ自然河川ですが、その河川に自然水以外の水（処理水）が浄水場から排水されるという事は、下流域の水中環境に悪影響を及ぼさない訳がないと肌身で感じているからです。
2. 本村の海域及び陸域は国立公園です。特に、阿真キャンプ場を含む一帯は、1968年に「阿真キャンプ村」としてスタートし、1975年には当時の運輸省の補助制度によって「座間味青少年旅行村」として整備され、本村の観光産業の「礎」となった大切な場所です。それゆえ、特にその自然と景観を将来に向けても保全すべき場所であると考えます。
3. 6月18日の説明からわずか3週間で、ダム下流域の「ながまし」に地権者からの確実な借地同意を得て、適地（3509㎡）を確保しており、また、ここからだ、排水も下水処理の排水口の「内川」河川に近く、河口までゆるやかに希釈されながら座間味港内へと流れ出ることになり、近隣の「阿真ビーチ」「うるんの崎」などの国立公園海域への影響がゆるやかになると考えるからです。
4. 「阿真ビーチ」「うるんの崎」など内海の海域は、15年以上前からダイビング協会が、夏の繁忙期を除く10月～翌6月にサンゴ礁保全活動を続けている最重要保全海域です。また陸域も住民がビーチクリーンや希少種の保護活動などを地道に続けており、村民が力を合わせて自然や景観を守って

る場所です。2年半前に行われたNTTの海底光ケーブル事業の際にも、そのことが考慮され、それらの区域をさけて水中ケーブルを敷設し、自然環境への影響を半減させたいきさつがあります。

以上、これらのことから、私達は浄水場の排水を阿真ビーチ近隣に放出しないことはもちろんのこと、建設場所についても、「ながまし」の地を強く要望するものであります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月28日

座間味村議会

提出先 沖縄県知事

追加日程第12. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり可決しました。

議員派遣の件

平成30年9月28日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件名 沖縄県町村議会議員研修会

- (1) 目的 「町村議会議員の議員報酬・議員定数のあり方について」
「議員の公務災害と全国町村議会議員団体補償制度について」
- (2) 派遣場所 NBCサムシング・フォー西崎
- (3) 期間 平成30年10月12日～10月12日の1日間
- (4) 派遣議員 全員(6名)

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認め、議長に一任することに決定しました。

次に御報告いたします。別紙の議員派遣の報告のとおり、議員を派遣することを命令しましたので、御報告いたします。

本日の日程は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後2時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 宮 平 喜 文

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 讓 治

署名議員 宮 平 清 志